

第4回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和4年2月18日(金) 午後1時30分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 7名
- | | | | |
|------|---------|-----|---------|
| 委員 長 | 霜 鳥 榮 之 | 委 員 | 村 越 洋 一 |
| 委 員 | 高 田 保 則 | 〃 | 天 野 京 子 |
| 〃 | 岩 崎 芳 昭 | 〃 | 渡 部 道 宏 |
| 〃 | 阿 部 幸 夫 | | |
- 4 欠席委員 1名
- | | |
|---------|---------|
| 副 委 員 長 | 関 根 正 明 |
|---------|---------|
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- | | | | |
|-----|---------|-------|---------|
| 議 長 | 佐 藤 栄 一 | 副 議 長 | 宮 澤 一 照 |
|-----|---------|-------|---------|
- 7 説 明 員 0名
- 8 事務局員 3名
- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 築 田 和 志 | 庶 務 係 長 | 霜 鳥 一 貴 |
| | | 主 査 | 道 下 啓 子 |
- 9 件 名
- (1) 令和4年第2回妙高市議会定例会の運営について
 - (2) 全員協議会報告事項
 - (3) 協議事項
 - (4) その他

○委員長（霜鳥榮之） それではご苦労さまです。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。議長。

○議長（佐藤栄一） ご苦労様です。本日は主に令和4年、第2回妙高市議会定例会の運営についてご協議いただきましたと思いますのでよろしく申し上げます。

(1) 令和4年第2回妙高市議会定例会の運営について

○委員長（霜鳥榮之） それでは、レジメに従いまして会議を進めさせていただきます。(1)令和4年第2回妙高市議会定例会の運営についてを議題とします。①会期について、②会期日割りについて一括説明願います。事務局長。

○事務局長（築田和志） お疲れ様です。それではお手元のレジメに従いましてご説明させていただきます。①会期について及び②会期日割りについて説明いたします。①会期については、告示が2月20日、日曜日、招集が2月28日、月曜日となります。付議予定案件は、専決処分の承認が1件、令和4年度各会計予算が10件、令和3年度各会計補正予算が3件、条例関係が14件、事件議決が2件、人事関係が1件となり、合計31件となっています。別添

資料5ページから7ページの「付議案件一覧表」をご覧ください。今定例会に上程される案件です。報告は1件で、専決処分の承認を求めるものです。報告第3号は、福祉介護課、建設課、地域共生課の3課に関わる一般会計補正予算の専決処分となっております。2月6日付けで妙高市の妙高高原地域が県災害救助条例の適用を受けたことから、救助が必要な世帯の障害物除去に必要な費用と、空き家等の危険家屋の除排雪に係る費用、そして、道路の除排雪に係る費用、これらを2月6日付けで専決処分したものでございます。次に議案第4号から13号までは新年度の各会計予算関係10件であります。次に議案第14号から16号までは、令和3年度補正予算3件となります。それでは、5ページ中段から説明させていただきます。議案第14号、令和3年度一般会計補正予算（第18号）です。補正内容は、新型コロナウイルス感染症対応として4件と、その他として6件、併せて10件になりますが一般会計補正予算はその内容です。まず、新型コロナウイルス感染症対応として、一つ目は企画政策課所管で、「えちごトキめき鉄道における減収分の補助金」は、新潟県及び上越3市で負担するもので、妙高市の負担割合は出資割合に基づき2,784万5千円です。2つ目は、環境生活課所管です。利用者の減少に伴う市内のバスやタクシー事業者など公共交通事業者を支援するための補助金を補正したいもので、金額は300万円です。3つ目は、農林課所管で、コロナ禍による施設利用者の減少に伴う地域活性化施設（大滝荘ほか3施設）を支援するための事業費を補正したいための補助金で530万円です。4つ目は、こども教育課所管で、教育活動を継続するため、感染症対策に係る消毒液やアクリルパーテーションなどの消耗品及び備品購入費をそれぞれ補正したいもので、小・中・支援学校合わせて1,549万円です。次に、その他の6件ですが、1つ目は、企画政策課所管で、全国の自治体でオンラインによる転出・転入の手続きを行えるサービスの開始に伴うシステム改修に係る委託料458万円です。2つ目は、財務課所管で、妙高山麓ゆめ基金の寄付額が増加したため、不足が見込まれる返礼等に係る費用や、基金への積立金を補正したいもので、金額は2,232万4千円です。3つ目は、企画政策課所管で、特定防衛施設周辺整備調整交付金を原資とした基金への積立金を補正したいもので、5,645万6千円です。4つ目は、農林課所管で、県営ほ場整備事業における事業費の増加に伴う市負担分を補正したいもので、795万9千円です。5つ目は、生涯学習課所管で、新図書館等複合施設や、その他体育館・文化施設の建設・更新に伴う財源とするための積立金を補正したいもので、7億円程度です。最後に6つ目ですが、こども教育課所管で、今後見込まれる市内小・中・特別支援学校の改築や情報化教育などの教育環境を確保する財源としたいため、新たに設置する「教育環境整備基金」への積立金を補正したいもので、金額は12億円です。これは後ほど条例制定も出てきますので併せてご確認いただきたいと思います。以上、補正予算総額は20億4,295万4千円となっております。次に、議案第15号です。令和3年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したかたの国民健康保険税（令和3年度分）の減免対応について、国・県から財政支援が実施されることから、保険税の減額補正と国・県補助金をそれぞれ増額補正したいものです。所管課は健康保険課です。次に議案第16号です。令和3年度杉野沢財産区特別会計補正予算（第2号）です。これは、令和3年度に進めていた、除伐、伐倒、地ごしらえの内、今冬の豪雪により地ごしらえの年度内完了が見込めないことから、予算を繰り越したいものです。所管課は妙高高原支所となります。次に、6ページ上段から7ページにかけてご覧ください。新年度施行の条例関係は14件です。現年度施行分については、議案第22号のみとなります。議案第17号です。妙高市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議定について、総務課所管です。令和4年度より新井おおぞら保育園の開園に伴い、児童数の多い保育園の責任の度に見合わせて「副園長」を新設し、実情に則した等級等の見直しを行いたいため条例の一部を改正したいものです。議案第18号です。妙高市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議定について、こちらも総務課となります。妊娠・出産・育児等と仕事の両立を図るため、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正が令和4年4月1日に一部施行されることから、国家公務員との権衡を踏まえて条例の一部改正をしたいものです。

議案第 19 号です。妙高市テレワーク研修交流施設条例議定について、企画政策課が所管です。令和 4 年度に開設するテレワーク研修交流施設の設置及びその管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定したいものです。次に議案第 20 号です。妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定について、健康保険課が所管です。地方税法の改正に伴い、令和 4 年度及び令和 5 年度における国民健康保険税の税率改正並びに未就学児の保険税均等割の軽減措置が見直されることから、国民健康保険税条例の一部を改正したいものです。議案第 21 号です。妙高市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例議定について、こちらも健康保険課が所管です。令和 4 年 10 月より、妊産婦医療費助成の対象者の範囲拡大及び一部負担金の無償化を実施するため、条例の一部を改正したいものです。次に議案第 22 号、妙高市教育環境整備基金条例議定について、こども教育課が所管です。先ほどの積み立ての関係です。学校の大規模改修や改築、教育備品等、将来にわたり教育環境の整備に必要となる資金を積み立てるため、新たに基金を設置したいもので、これは公布の日から施行したいという内容で、今年度中に施行したいというものでございます。議案第 23 号です。妙高市体育施設条例の一部を改正する条例議定について、生涯学習課が所管です。令 4 年度において、妙高高原体育館にトレーニング機器を設置し、その使用料金を徴収したいため、条例の一部改正を行いたいものです。議案第 24 号です。妙高市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例議定について、建設課が所管です。道路法施行令の改正に伴い、県道が昨年 10 月から自動運行補助施設の占用料を定めたことを受け、市道も準用するよう条例の一部を改正したいものです。これはゴルフ場のカートが自動に動くのと一緒で、今、車も自動運転化が進められておりますので、そういったものを道路に埋設するためのものだと聞いております。議案第 25 号です。妙高市交流促進施設条例を廃止する条例議定について、農林課が所管です。現在、休館している「矢代ふれあいの里、友楽里館」について、再開の見通しがたたないため、普通財産に移管し民間による活用等を促進したいことから、当該条例を廃止したいものです。次に議案第 26 号です。妙高市工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例議定について、これは観光商工課が所管です。国の準則により運用してきた、工場の緑地面積率等の取扱いについて、市独自の緑地面積率等を定めることで、市内事業者の設備投資や雇用創出を促進するため、面積率を緩和する地域準則を定めたく、条例を制定したいものです。次の議案第 27 号です。妙高市宮高谷池宿泊施設条例の一部を改正する条例議定について、観光商工課が所管です。ヒュッテ等の利用料金について、市外利用者の割増しを設定するとともに、予約金の規定を削除するため、条例の一部を改正したいものです。次の議案第 28 号です。妙高市ガス事業清算特別会計条例議定について、ガス上下水道局が所管です。令和 4 年 4 月 1 日のガス事業譲渡に伴い、今年度で廃止するガス事業会計の清算事務を行うため、ガス事業清算特別会計を令和 4 年度の 1 年限りの設置とするため、条例を制定したいものです。次の議案第 29 号です。妙高市公営企業経営安定基金条例議定について、ガス上下水道局が所管です。ガス事業清算特別会計の残余金を公営企業の経営安定のための財源とした基金を設置するため、条例を制定したいものです。次の議案第 30 号です。妙高市簡易水道条例の一部を改正する条例議定について、ガス上下水道局が所管です。簡易水道事業において、水道事業の制度を準用して工事負担金を徴収するため、条例の一部を改正したいものです。次に事件議決は、2 件です。まず議案第 31 号は、字の変更について、総務課が所管です。先ほども話に出ましたが、県営高柳地区のほ場整備事業に伴い、事業区域内の字を変更したいものです。次の議案第 32 号、財産の処分について、観光商工課が所管です。こちらも先ほどの話のように大字杉野沢地内他の市有地の処分について、一般競争入札を 1 月 28 日に行い、売却する相手が決定し、2 月 3 日付けで土地売買の仮契約を締結しましたので、財産の処分について議会の議決を得たいものです。次に人事関係は、選任同意が 1 件です。議案第 33 号、妙高市公平委員会委員の選任同意について、総務課が所管です。米持佐知子さんが令和 4 年 3 月 31 日任期満了になるというもので、こちらは引続き選任同意を得たいものです。レジメ 1 ページに戻ってください。以上のように付議予定案件は、合計 31 件であります。会期としては、本会議 6

日、委員会3日、休会日17日を含む26日が必要で2月28日から3月25日までと考えております。次にこの会期26日間を前提とした②会期日割りについてですが、8ページの日割り表(案)をごらんください。2月28日は初日ですが10時開会、その前に全員協議会を開催します。全協は、9時30分からとさせていただきたいと思っております。また、初日の本会議終了後には、執行部側の全員協議会が予定されています。本会議は、新年度関係以外、令和3年度補正予算の提案があります。基本的には、それに対する総括質疑、委員会付託となりますが、質疑回数は3回、所管委員会の制限があります。3月3日、4日は一般質問です。なお、通告人数により、4日は休会となる場合があります。3月9日、10日は時間を早めて9時30分より新年度予算関係議案の提案があり、それに対する通告による総括質疑があります。質疑終了後に委員会に付託されます。15日、16日、17日は10時から委員会です。各委員会順は1月28日の議会運営委員会にて決定しております。25日は、本会議の最終日となり、午前10時から本会議となります。各委員長報告、質疑の後討論、採決となります。人事案件について上程され、提案説明、質疑、採決となります。公平委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の人事案件については議会運営マニュアルで、委員会付託は省略し簡易表決と決められておりますのでご承知おきいただきたいと思っております。なお、欄外に記載のとおり一般質問締切りは初日3日前ということで2月22日正午、総括質疑の締切りは一般質問前日の3月2日午後3時であります。以上です。

○委員長(霜鳥榮之) ただいま①会期について説明がありました。2月20日告示、2月28日召集、付議予定案件は31件となります。この審議のために合計26日間を要するというので会期は2月28日から3月25日としたいものであります。この会期を前提とした日割りについては別紙のとおり説明がありました。①会期と②会期日割りについて何かございますか。

○渡部委員 ちょっと教えていただきたいんですが、今回、初日招集が2月28日ということで、私、議案の中で多分3月1日から何かが決定されなければいけないので2月28日、そして告示がわざわざ日曜日、告示行為を日曜日にするということになっていますが、今ほど、表題を見させていただいたところ、現年度では議案第22号の教育環境基金の条例議定について、こども教育課所管しか、現年分ないわけでございまして、これも3月1日に拘る必要もないのかなと思うのですが、なぜ、あえて日曜日に告示をし、3月議会であるのかかわらず、2月の末日にやらなきゃいけないか、会期の日割り見たとしても休会日が結構あるものだから、できれば1日、月曜日の告示で、3月1日の火曜日からでも良かったんじゃないかなと思ったんですが。そこなでかなくてとこ、ちょっと聞かせてください。

○事務局長(築田和志) 会期の日割りは50日前に、皆さんに案の案ということでお知らせしておるんですが、その段階では、まず3月の卒園式、卒業式ですとか、或いは市長副市長、教育長、議長のスケジュールと、私たちも前から日曜日の告示を避けたいということで、執行部側と当初から調整してきたんですが、そういった皆さんの、スケジュール関係で、この日に決定したということでご理解いただきたいと思っております。

○渡部委員 そういうことでございましたら条例等に関係ないのであれば、また強く、執行部側に申し立てを、だつて職員ね、日曜日告示だけのために出てきたりなんかするわけですから、その分の人件費云々考えても、これやっぱり不合理でございますので、強く事務局のほうから訴えていただければと思っております。

○事務局長(築田和志) はい。そのように、今後、確認していきたいと思っております。

○議長(佐藤栄一) 私のほうからも執行部のほうには申し入れしてありますが、妙高市の場合には、通常の一般会議規則では7日前というふうになってるんですが、妙高市は1日早い、8日前としておりまして、私の議運のときもこれについて、7日に戻したらどうかっていう話もしたんですが、なかなか8日前まで、余裕があったほうがいいのかということでそのままになっております。というのはもう一つは、月曜日が非常に、今は祭日も増えちゃってるん

で、できるだけ月曜火曜の初日をやめて欲しいって話は、執行部側には申し入れしてるんですが、なかなか市長等の日程調整で実現できてないのが現実ですが、これからもまた話はしていきたいと思ってますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○渡部委員 議長からもそういう申し入れしていただいて大変ありがたいと思いますし、執行部側は、議会は年4回しかないわけですね。4回しかない議会のその日程調整を、自分たちの日程に合わせて議会を動かす、本来であれば議会の日程に合わせて、自分たちが日程を組んでいくというのが、市民の代表でありますし我々は。市民の代表をないがしろにしないように、また、議長おっしゃったように、しっかりと申し入れのほうよろしくお願いいたします。

○委員長（霜鳥榮之） はい。いろいろご意見等もありました。お諮りします。①会期、②日割りについて、ただいま議論もあったところでありますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。異議なしと認め、会期と日割りについてはこのように決定します。次に日割りのうち委員会審査の順番については、15日は産業経済委員会、16日は総務委員会、17日は厚生文教委員会ということで先の議運で決定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め委員会日程については先に決定した通りとします。次に、一般質問の通告締切りが2月22日正午、予算総括質疑の通告締切りが3月2日午後3時でございます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。異議なしと認めます。ただし、2月22日正午っていうことでもって、日程表見てもらうとお分かりのように、きょう18日、19、20、21日で、21日が休日という対応になりますので、22日の午前中のみということで、非常に混み合うと思うのですが、もし準備の出来ている人がありましたら早め対応でよろしくお願いいたします。えっ、あっ2月はいいんだね。ごめんさい訂正します。日程のほうは3月でありまして、2月については21日にできるだけということをお願いします。失礼しました。3月2日の午後3時ご異議なしと認めます。ご異議なしと認め、通告締切りについてはこのように決定します。お諮りします。一般質問と予算総括質疑の割り振りについては通告順となりますし、必要日数は過去の例をみながら決めることとしますので、順番、日割りは議会運営委員会を開催せず委員長にご一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） 異議なしと認め、一般質問と予算総括質疑の割り振りについてはこのように取り扱います。なお、土日祭日の関係で一般質問の締め切り日が迫っていますが、これまで通り早めの事前調整をしていただき、締め切り日までに完成した状態での提出をお願いするよう、各会派に持ち帰っていただき、周知していただきたいと思います。次に③議事日程について事務局の説明をお願いします。事務局長。

○事務局長（築田和志） レジメ1ページ下段、③の議事日程について説明をいたします。別紙9、10ページの議事日程第1号をご覧ください。日程として書いてありませんが、市長の招集あいさつがまずあります。議事日程の第1から第3については記載のとおりであります。第4、報告第3号は、専決処分の承認で、即決でお願いします。委員会付託なしの即決のため質問制限はありません。第5、議案第31号は、字の変更についてで、高柳地区の県営農地環境整備事業によるものです。総務委員会へ付託となります。第6、議案第32号は、財産の処分についてで、杉野沢地内他の市有地の処分についてです。産業経済委員会へ付託となります。第7、議案第22号は、妙高市教育環境整備基金条例議定についてで、厚生文教委員会へ付託となります。第8、議案第14号、令和3年度一般会計補正予算と議案第15号、令和3年度国民健康保険特別会計補正予算並びに議案第16号、杉野沢財産区特別会計補正予

算です。議案第 14 号は分割して所管委員会へ、15 号は厚生文教委員会へ、16 号は総務委員会へ付託されます。第 9 号は、施政方針演説です。初日はこれで終了となります。10 ページをご覧ください。3 月 3 日、日程第 2 号、4 日第 3 号は、本会議一般質問であります。なお、4 日の日程は通告人数により休会となります。3 月 9 日、日程第 4 号、本会議新年度関係議案・予算審議であります。11 ページを併せてごらんください。第 2 から第 4 は提案説明のあと質疑となります。質疑は、所管の所属委員会の委員は質疑できません。また質疑は議案ごとに 3 回以内の制限があります。付託先は、第 2 は総務委員会、第 3 は厚生文教委員会、第 4 は産業経済委員会、第 5 は新年度関係予算です。提案説明の後、通告による総括質疑が行われます。最後に委員会へ付託されます。この第 5 については、延会する場合があります。2 ページへ戻ってください。3 月 9 日、10 日については先程説明させていただきました。3 月 25 日分ではありますが、この間に委員会があるわけですが、この議事日程は本会議についてのみ定めるものでありますので委員会については記載してございません。いちばん最後の 3 月 25 日、議事日程第 6 号、最終日、この日は午前 10 時からとなります。付託案件について委員長報告、質疑、討論、採決となります。人事案件は提案説明、質疑、採決となります。討論はございません。また、この後にご協議いただきますが、昨年の 9 月定例会にて可決、本年 4 月 1 日より施行予定の妙高市ガス事業譲渡に係る委員会条例の一部改正が議員発議される予定です。閉会後は、その場にて退職課長の挨拶の時間をいただく予定となっております。以上③議事日程案を説明しました。

○委員長（霜鳥榮之） 議事日程について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） お諮りします。議事日程についてはただいま説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め議事日程についてはこのように決定されました。次に④追加議案の有無について、説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） 追加案件は、本日現在、ございません。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） それでは次に、⑤請願、陳情、及び⑥要請の受付状況について、一括説明願います。事務局長。

○事務局長（築田和志） 本日現在の状況ですが請願・陳情・要請はございません。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） 請願、陳情、要請については、説明のとおりです。なお、本日以降招集日 3 日前までに提出がある場合には、改めて議運は開催せずその取扱いは議長に一任いただきたくことをお願いいたします。

(2) 全員協議会報告事項

○委員長（霜鳥榮之） 次に（2）全員協議会報告事項について一括説明願います。事務局長。

○事務局長（築田和志） レジメ 3 ページ上段、議会側の全協を説明させていただきます。①議会側 2 月 28 日、9 時 30 分から委員会室にて開催させていただきます。内容は、議会運営委員会の 3 月定例会運営の結果報告について、それから一般質問日程の割り振りについて、それから令和 4 年度予算、議会費の概要について、それから妙高市議会議員倶楽部の令和 3 年度収支報告について、最後に政務活動費の収支報告及び交付申請についてでございます。

②の執行部側の全員協議会です。2 月 28 日、月曜日、本会議終了後、本会議場にて、その場にて行います。3 件でございます。1 件目は、令和 4 年度税制改正に伴う市税条例等の改正概要及び対応について、市民税務課より説明があり、資料もあります。税制改正に伴う市税条例の改正について、3 月 31 日までに専決処分により対応する見込みであることから改正の概要とその対応について報告するものでございます。次に、令和 4 年度税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正概要と対応について、健康保険課で資料も準備されます。内容は令和 4 年度税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正について、3 月 31 日までに専決処分により対応する見込みであることから、改正の概

要とその対応について報告するものでございます。最後の3点目です。サテライト妙高の車券販売業務休止について、観光商工課が所管でこちらも資料を準備する予定です。内容はサテライト妙高運営協議会の臨時会において、近年の車券売上減少を考慮し、令和4年4月1日からの休止を決定したことに伴い報告するものでございます。以上3件を予定しています。次に、③のその他執行部側についてですが、本日現在、最終日における執行部側の全員協議会は本日現在、予定されておられません。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） （2）の全員協議会について説明がありましたが何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(3) 協議事項

○委員長（霜鳥榮之） 特にないようでございます。それでは、(3) 協議事項、①妙高市議会委員会条例の一部を改正する条例議定についてであります。本案は、令和3年第5回定例会に提案された妙高市ガス事業譲渡に伴う関係条例の整理に関する条例議定（令和3年9月24日可決、令和4年4月1日施行）により、妙高市公営企業の設置等に関する条例の一部改正となり、「ガス上下水道局」が、「上下水道局」に変更になることから、委員会条例を別紙改正案のとおり、一部改正したいものです。つきましては、先例にならい、賛成者を議運メンバー全員、提出者は議運委員長とし、最終日に発議したいと考えております。これについて、ご意見をいただきたいと思いますが、別紙をご覧ください、ご意見ございましたらお願いいたします。特にないようございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。それではそのように決定させていただきます。

(4) その他

○委員長（霜鳥榮之） （4）その他について、議長。

○議長（佐藤栄一） 議員研修会の開催について私のほうから報告させていただこうと思います。昨年12月中旬に、新潟県上越地域振興局の三木局長と話をしまして、是非うちの議会のほうに講師として来ていただけないかと話したところ、快く引き受けていただきました。ただ日程については、令和4年度の県の事業、予算等が決まった時に、その話をさせていただきたいということでございまして、新年度における県の予算や上越地域の政策などについて講義していただけるという形になりまして、昨日、日程の調整が完了しましたので報告したいと思います。日程につきましては、3月議会がもう近づいているんですが、初日の2月28日、月曜日、3月議会の初日になるのですが午後、昼食をとった午後1時から1時間程度の講義をしていただこうということで話がまとまりましたので、そのように進めさせていただきたいと思っております。正式通知につきましては後日発送しますので、是非ご出席いただきたいというふうに思っています。また、三木局長からは大変いい機会をいただいたということで、できれば例年やってほしいというくらいに、前向きな話もいただいておりますので、今後についてはまた検討していきたいなと思っています。3月議会の良い資料にもなりますし、我々としても良い勉強になるのではないかと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（霜鳥榮之） はい。報告の通りでございますので、ご承知おきいただきたいと思いますが、もし何かご意見等ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。特にないようでございます。そのとおりでよろしくお願いをいたします。その他の最後なんですが、懇親会についてということで、私のほうから1点お願いをいたします。通常、議会終了後、執行部との懇

親会が行われておりましたけども、今回につきましては、コロナ禍の関係等もございまして、市民にも、市長からの呼びかけ等もあつたりする中で、今回は中止しておきたいというふうに私は考えておりますけども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。異議なしと認め、そのように進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それではその他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。特にないようでございます。以上をもちまして、議会運営委員会を閉会とさせていただきます。ご苦労さまでした。

閉会 午後2時07分